



三タ協第199号  
令和5年7月10日

三重県地方最低賃金審議会  
会長 安井 広伸 様

一般社団法人三重県タクシー  
会長 末吉

地域別最低賃金額改定の審議について（要請）

謹啓 平素はタクシー乗務員の労働条件の改善にご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響は、令和5年5月8日から第5類感染症に変更されましたものの、私どもタクシー事業者は依然、コロナ禍での人流の減少が響き乗務員の雇用が思うように進まず極めて深刻な状況が続いております。

三重県のタクシー事業者の運送収入は、令和元年度6,907,142千円であったものが、令和4年度には5,806,173千円と比較しますとマイナス15.9%となっております。

さらには令和6年4月から年間労働時間が960時間までに短縮されるとから取り巻く経営環境はますます厳しくなることが予想されます。そのような情勢下での最低賃金が引き上げは、私どもタクシー事業者に大打撃を与え、事業の縮小、退出につながりかねません。結果地域交通網を維持できず昨今問題となっている交通空白地を拡大させ移動難民を多数発生させてしまいかねません。

貴会におかれましては、タクシー業界の実情に一層のご理解を賜わり、今回の最低賃金の引き上げにつき、慎重の上にも慎重にご審議いただきますようお願い申し上げます。

謹白



2023年7月20日

三重地方最低賃金審議会  
会長 安井 広伸 様

三重県労働組合総連  
議長 新家

## 2023年三重地方最低賃金の引き上げ要請について

労働者の労働条件の向上と地域経済の健全な発展に向けご尽力いただいていることに敬意を表します。

現在、物価高騰は収まる気配がありません。そのマイナス面は顕著です。物価の上昇は、消費者にとって生活費の増加を意味します。エネルギー価格の上昇により、ガソリンや電気料金が上がり、さらに食品や生活必需品の値段も上昇し、家計への負担増は避けられていません。物価高騰は購買力の低下をもたらし、経済全体の成長にも悪影響を及ぼしています。物価の上昇が所得の上昇を上回り、実質的な所得が減少しています。このような状況下では、すべての賃金の基礎となる最低賃金を大幅に引き上げることが重要です。これにより、労働者の生活水準を向上させ、生活費の増加に対処するべきです。

日本の最低賃金は、他の先進国と比較して顕著に低い水準です。これは日本が抱える重要な問題です。他の先進国では、最低賃金がより高いレベルで設定され、労働者の生活水準を維持するための基本的な賃金として機能しています。しかし、日本では最低賃金が相対的に低く、労働者の生計を十分に支えることができません。このような低い最低賃金は、社会の格差を広げる一因となっています。特に、非正規労働者やケア労働者などは、最低賃金近辺で働くことを余儀なくされており、これは深刻な問題です。日本も最低賃金の水準を見直し、労働者の生活を適切に支えるための最低賃金の構築が喫緊の課題となっています。

私たち（全労連）の最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費は、地域による大きな格差は認められませんでした。調査結果から明らかになったのは、青年が自立した生活をするうえで必要な最低生計費が月に22万円から26万円（税込み）の収入とされることです。この金額を実現するためには、月の労働時間を150時間とした場合、時給は1500円以上が必要という結果が示されました。この調査は物価高騰が始まる前の段階のものであり、その時点でも1500円が必要とされました。時給1500円以上の最低賃金が実現されることで、彼らの生活状況が改善され、自己実現や将来への展望が広がることが期待されます。また、これは少子化対策のためにも必要なことであり、青年が経済



的に安定し、将来を見据えた生活を築くことができれば、結婚や出産の意欲も高まります。

現在三重県では、特に北勢地域で賃金の違いにより愛知県へ青年層の働き手の流出が止まりません。それは最低賃金近傍で働くことを余儀なくされている職種（ケア労働者など）でより顕著です。最低賃金を全国一律化にし、地域間の格差を是正し、三重県の労働力の流出を食い止めるべきです。

個人消費の拡大は地域経済の好循環を促す重要な要素です。そのため、最低賃金を引き上げることが必要不可欠です。しかし、引き上げには中小企業への支援が欠かせません。中小企業対策予算の増額は、経済的な制約を抱える中小企業が最低賃金の引き上げに対応しやすくするための重要な手段です。十分な予算の充当により、中小企業が労働者への適切な賃上げや生産性を向上させるための投資に取り組むことができるようになります。さらに、社会保険料の減免や軽減措置をとるべきです。健康保険料や年金保険料、介護保険料の使用者負担分の減免に加え、雇用保険料の雇用安定事業分の免除も検討すべきです。個別の法律も抜本的に見直すべきであり、これらの施策を総合的に実施し、中小企業が最低賃金の引き上げに適切に対応し、地域経済の好循環を図るべきです。

今年、専門部会の一部が公開されたことは大いに歓迎いたします。しかし、公労使が揃った場でのみ公開されるという点には疑問があります。昨年の議事録を見ると、全体会議では最低賃金に関する議論が何も行われていないことが明らかです。現在、様々な分野で公開が当たり前となっており、最低賃金だけを非公開にする合理性は疑わしいものです。最低賃金はナショナルミニマムの一つであり、生存権と関連する重要な要素です。このような重要なテーマを非公開の密室で決定するべきではありません。しかも、公労使がそれぞれ分かれて議論すること自体、本質的な議論がおざなりになっていることを意味する可能性があります。

一方で、全面公開が行われている鳥取の最低賃金審議会においては、特に問題が起きていないことを明記しておきます。鳥取の例からもわかるように、専門部会の全面公開はなんら問題を引き起こすものではありません。

最低賃金に関する議論は、透明性と公正さを重視するべきです。専門部会の一部公開は一步前進ですが、今後は全体会議でも議論が行われるようになるべきです。このような重要な事項において透明性と公開性を確保することは、社会全体の信頼性を高める上で重要な要素と考えます。

今審議会を始め、労働行政は増加の一途をたどっています。実のある審議は労働行政の体制拡充・強化があってこそです。公共職業安定所や労働基準監督署などを含め、都道府県労働局の正規職員を増員するよう国に働きかけるべきです。

以上、今求められているのは、最低賃金1,500円以上への大幅に引き上げと、中小企業への早急な直接支援策を行うことであり、下記事項について貴審議会に強く要請します。

## 記

1. 地域最低賃金を直ちに1,500円以上に引き上げること。
2. すべての働く人へ人間らしい生活を保障するために、最低賃金法を改正し、生計費原則に基づく「全国一律最低賃金制度」を実現し地域間格差を是正するよう国に働きかけること。
3. 最低賃金引き上げに欠かせない、中小企業支援策の抜本的拡充を国に求めること。
4. 専門部会を一部ではなく完全に公開し、議事録も完全に公開すること。
5. 都道府県労働局の正規職員を増員し、労働行政の体制拡充・強化をおこなうよう国に働きかけること。

以上

2023年7月19日

三重労働局 局長 金尾文敬 様

三重地方最低賃金審議会 会長 安井広伸 様

中勢地域労働組合

執行委員長 谷元

## 最低賃金改善を求める請願書

近年にない物価高騰により、労働者は悲鳴を上げています。2023年春闘で大企業を中心にベース

アップとなりましたが、それ以上の値上げラッシュで実質賃金は下がり続けています。大企業で働く

正規労働者さえ、物価高騰に追い付いていない現実ですが、最低賃金ぎりぎりで働く多くの非正規

労働者は、働く意欲さえ奪われ、年収200万円以下のワーキングプアの状態を脱出できません。

低い賃金を少しでも改善出来るのであれば、他県へ働きに出る労働者を減らすことはできます。

貴重な労働者を流出させないためにも、通勤時間や、通勤費が少なくて済む地元で働くよう地域格

差を無くしてください。

最低賃金を全国一律1500円になるよう強く望みます。



2023年7月19日

三重労働局 局長 金尾文敬 様  
三重地方最低賃金審議会 会長 安井広伸 様

伊賀名張労働組合総連合  
議長 和田 四十八  
(公印省略)

## 猛烈な物価高騰のもとで最低賃金 1500 円、 全国一律制などを求める要請書

日頃から労働行政の発展に尽力されていることに敬意を表します。

猛烈な物価高騰は、労働者の暮らしを圧迫し、最低賃金近傍で働く低所得な労働者ほど重くのしかかり地域経済も冷え込ませています。大阪は三重より90円最低賃金が高いこともあり大阪方面への社会的人口流出が止まりません。また、最低賃金法第1条は、「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定を図る」と定めています。今日のような急激な物価高騰下においては、1年に1回の改定ではその目的を果たすことができおらず、関係機関が前例にとらわれることなくその目的を達するために精励しなければなりません。以上から下記要求について働きかけていただくよう強く要請します。

### 記

1. 伊賀市・名張市の最低賃金を1,500円以上に引き上げること。
2. 大幅な物価上昇や経済情勢変動時には、年1回に限らず改定を行うこと。
3. 伊賀名張に働くすべての人々に人間らしい生活を保障するために、最低賃金法を改正し、生計費原則に基づく「全国一律最低賃金制度」を実現し地域間格差を是正すること。
4. 最低賃金引き上げに欠かせない、中小企業支援策の抜本的拡充を行うとともに関係自治体にも働きかけること。
5. 大幅に増加する労働行政の需要に対応するために、伊賀公共職業安定所や労働基準監督署の正規職員を増員し、労働行政の体制拡充・強化をおこなうこと。

